

第4回富山県中山間地域振興等対策委員会 中山間振興部会 会議録

日時：平成14年2月19日（火） 13：00～14：50

場所：県民会館707号

1. 協議事項

- ・中山間振興部会に関する主旨の概要について説明
- ・中山間地域等農業活性化支援事業（直接支払制度）の実施状況について説明
- ・事業の中間点検の考え方について説明
- ・地域別振興アクションプランについて説明

2. 意見

（地域別振興アクションプラン）

各市町村で策定している経営構造対策のマスタープランとの整合性を図るべきである。

目標数値を設定していることは望ましい。

広域圏で設定されており、特産のPR等の活動が取り組みやすい。

（中山間地域等農業活性化支援事業（直接支払制度））

「ゆとり」とか「教育」とか新しい視点でこの制度の理解を図る必要がある。

集落ごとの活動内容の向上が必要である。またその成果を一般県民に知らせることで制度の理解を深め、効果的な実施につながると考えられる。

会議録 14年度

第5回富山県中山間地域振興等対策委員会 会議録

日時：平成15年2月19日（水）9：30～11：50

場所：県民会館613号室

1. 協議事項

（中山間振興部会）

- ・中山間地域等農業活性化支援事業（直接支払制度）の実施状況について
- ・地域別振興アクションプランについて

（経営構造部会）

- ・平成14年度事業実施状況及び平成15年度事業計画について

2. 意見

（中山間地域振興部会）

- ・ここ1～2年で農家の意識が大きく変化したのではないか。都市側住民はこのようなことに敏感であるので、富山県でも行っていることをマスコミに取り上げてもらうことを考えていくべきである。
- ・この制度により、本来農村の持つ良さが出てきたのではないか。
- ・協定の運営の仕方は、形だけでなく、意識向上につなげたものにしていただきたい。
- ・グリーン・ツーリズムの推進について、制度を活用していただきたい。

（経営構造部会）

- ・産地間競争にうち勝つための地域ブランド確立のため、担い手育成や投資が必要でありもっと強調していくべきである。
- ・大豆コンバインのみならず、品質を左右する要因として乾燥施設の整備も重要である。

1. 協議事項

- (1) 中山間地域等直接支払制度のこれまでの評価について
- (2) 地域別振興アクションプランの実施状況等について

2. 意見（要約）

- (1) 中山間地域等直接支払制度のこれまでの評価について
 - ・ 11月に開催された中山間地域活性化推進大会は素晴らしいイベントだったと思う。そのようなイベントは中山間地域の人だけで開かれがちであり、中山間地以外の都市住民に対してもPRすべき。
 - ・ 中山間地域等直接支払制度5年間の事業効果が非常に高いことは分かった。都市住民を含めてもっとあらゆる機会を通じてPRに努めるべき。
 - ・ 中山間地域での集落営農組織の育成については非常に難しい。皆でやるということ、仕組み作りをどのように変えたかという点が重要。
- (2) 地域別振興アクションプランの実施状況等について
 - ・ アクションプランの地図分けは、ケーブルテレビ網が整備されている地域であり、直売所や交流施設などでの取組み、成果などの情報を提供してはどうか。

○開催日時：平成17年9月6日(火) 9:00～16:00

○開催場所：現地検討

南砺市林道（林道集落協定）、南砺市真木（上平集落協定）、南砺市相倉（相倉集落協定）
検討会 南砺市

1. 検討内容

(1) 南砺市林道、真木、相倉集落においてそれぞれ現地検討を行った。

1. 南砺市林道（林道集落協定） 集落営農組織化（りんどう営農組合）による取り組み
2. 南砺市真木（上平集落協定） 市町村農業公社による水稻＋赤カブ栽培による取り組み
3. 南砺市相倉（相倉集落協定） 棚田オーナー制度による取り組み、協定締結外の農用地の現状

(2) 現地検討なども踏まえ、検討会（意見交換）を行った。

1. 中山間地域等直接支払制度について
2. H17年度中山間地域等直接支払制度の実施見込みについて

【質疑応答】

Q：多面的機能維持の展開は非常良いが、交付金は機械購入など何に使用しても良いのか？

A：交付金は農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・増進のための活動に使用して頂けるものであれば、加えて集落の皆さん方の合意であれば、機械などの購入にあてていただいても構わない。

Q：県は通常単価を推進するのかそれとも8割でも良いと考えているのか？

A：通常単価を推進している。そのため、市町村担当者会議やヒアリングなどを通じて市町村を指導しており、併せて啓発推進資料を作成し、配布している。

Q：都市農村交流を都市住民（県内外）や学校教育を通じて情報発信すべき。今後5年間、各集落の自立支援が特に必要。

A：中山間地域等直接支払制度となると、特にお金に視点が向けられがちであるが、いつまでも続く訳ではなく、今後5年間は、集落の活動・協定を根付かせ定着させることが重要であると考えている。

【意見】

○中山間地域は最終的には間違いなく、崩壊していく。しかし、それをどれだけ最小限に食い止めるかが課題。

○住みたいと思える魅力あるコミュニティづくりが必要。相倉の耕作放棄地の所へのてこ入れが必要。

○相倉のような耕作放棄地を解消するため、一般県民へのPRが必要。
草刈り十字軍の精神を中山間地域の耕作放棄地へし向けていくような展開が必要。

○前向きな取り組みを促すためのキーワードは特産物の育成がポイント。
水稻は機械化が進んでいるが、今日見た干柿、赤カブは機械化が進んでおらず、重労働な作業が時間を要している。

○夏休みに帰省する都市住民を対象として、食育も含めて都市農村交流を推進していけばどうだろうか。

○集落のまとまりが重要。中山間地域もさることながら、平地においても。
林道集落の様に直接支払協定農用地とそうでない農用地が集落に混在しているところは資源が一体化していることへの集落の理解。公社も同様に、村民の理解がある。
制度がうまくいっているのは、集落がポイント。視点があるところ。
今後の課題は交付金に頼るのではなく自立させる方向へ持って行くことが大切である。

会議録 17年度（第9回富山県中山間地域振興等対策委員会）

○開催日時：平成18年2月23日（木）14：00～16：00

○開催場所：県民会館707号室

○出席者：青山暁美、安達長俊、岡田隆史、酒井富夫、畠山芳子、水野洋子、行枝亮（委員7名）

1. 協議事項

Q. 第一期対策から第二期対策への移行状況にある新規、取止となった理由は？

A. 取止については、次の世代がない状態で更に5年間続けられるか不安であったのと、また制度上金の返還ということもあるので、それも要因となったと思われる。

新規については、前期対策のときにリーダーが居なかったことや、やり方がよく分からなかったために出遅れた等があったが、前期から取り組んでいる周囲の様子をみたことで始めやすかったのではないのか。

Q. 高齢化による取止が増えてくると思うが、高齢化対策は何かあるのか。取止めた集落が15あるが、これは何年の間でカウントしたのか。

A. 平成12～16実施の前期対策から第二期対策に入るときに協定を締結し直す時の増減。集落内にいくつもあった協定すべてが取止めになるのを免れ、近隣集落との統合や市町村をひとつの単位として集落協定を締結したしたところも有る。

中山間地域も基盤整備が行われているので、このような手法で継続していけると考えている。

Q. 主たる活動内容に「学校教育等との連携」に食育との関係があったのか無いのか。

A. 「学校教育等との連携」を行っている13集落では、子どもたちに協定集落内の田で田植や稲刈りの体験が大半で、広義には食育ということになると思う。

◎＜委員長まとめ＞

中山間ではもっと頭を柔らかくして、あらゆる対策を講じていく必要がある。国が進める施策だけでなく、市民を活用したものや、高齢化にともなって協定すら結べないところの対策、個人やNPO法人などあらゆる分野から参入できるような対策も必要。これからの農家の体制を考えると、弾力的な担い手対策を行う必要がある。

集落営農だから良いが、加算措置の中に利用権設定というのがあるが、慎重に取り組んでいきたい。

土台をしっかりした上で有効な対策を講じて、攻めの農業に取り組んでいきたい。

会議録 18年度（第10回富山県中山間地域振興等対策委員会）

○開催日時 平成19年2月13日（火）10:00～12:00

○開催場所 県民会館707号室

○出席者（敬称略）

青山暁美、安達長俊、岡田隆史、酒井富夫、畠山芳子、水野洋子（委員7名）

政二正成、多胡求（事例報告者）

1. 協議事項

平成18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について

2. 質疑応答・意見（要約）

Q. 未締結集落に対し、締結に向けて推進していきたいとのことだったが、具体的にどのように推進していくのか。

A. 未締結集落となっている主な原因は、高齢化、地域の合意形成が図れない、などによるものである。合意形成が図れない集落については、今年度2集落が追加となっているように、市町村を通じた説明会の開催などにより進めてまいりたい。

Q. 高齢者が多い地域での耕作放棄に対してはどのように取り組んでいくのか。

A. 高齢化している地域では、基盤整備がなされているかどうか重要なポイントとなる。このような地域では、大型機械による農作業が困難となっており、手当てが困難となっている。直接支払制度だけではなく、棚田基金事業などの様々な事業により対応してまいりたい。

昨年度の現地見学会で、南砺市相倉集落の耕作放棄状況を見ていただいた際に、外部から労働力を導入してはどうかのご意見をいただいたが、今年度、ボランティア団体「世界遺産棚田コーリャク隊」の結成を支援し、畦塗りや草刈りなどの活動が実施されたところである。

<委員長まとめ>

中山間地域の活性化のポイントとしては3点が挙げられると思う。それは、村づくり、商品開発、循環型農業である。商品開発では、地元企業の連携を仲介するなど行政の果たす役割が大きい。そのほか、循環型農業といった観点からは、バイオエタノールなどのバイオマス技術の導入や小水力発電などの地域資源を活用したエネルギーコストの低減に努めることも必要ではないかと考える。

3. 事例報告

・政二 正成（魚津市稗島集落）

・多胡 求（氷見市胡桃集落）

会議録 19年度（第11回 現地検討会）

○開催日時 平成19年7月19日（木）10:00～12:00

○開催場所 現地検討（黒部市）

黒部市浦山12区、黒部市中山、黒部市荒町

1. 検討内容

(1) 黒部市浦山12区、中山、荒町集落において現地検討を行った。

1. 黒部市浦山12区集落

中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策の両事業への取り組み

2. 黒部市中山集落

中山間地域等直接支払制度を活用した鳥獣害防止対策への取り組み

3. 黒部市荒町集落

農地・水・環境保全向上対策を活用したメダカや蛍の住む集落づくりへの取り組み

(2) 現地検討なども踏まえ、検討会（意見交換）を行った。

1. 中山間地域等直接支払制度について

2. 農地・水・環境保全向上対策について

2. 検討会（意見）

○新たに農地・水・環境保全向上事業に取り組む荒町地区で、新旧両住民（農家と非農家）が一体となって事業に取り組み、交流し合うというのが興味深かった。活動に子供達にも参加してもらえよう図書券を配っていると聞いたが、バーベキュー等で両住民の交流を深めて欲しい。今までよくわからなかった農地・水・環境保全向上対策に興味深く拝見できた。

○同じく農地・水・環境保全向上対策に取り組む荒町地区の取り組みは興味深いと思う。子供もそうだが、親も一緒になって活動に参加するというのが良く、今後も継続していくことが重要ではないか。婦中地域でも蛍の観察会や炭焼き等の行事を通して地域の住民同士の交流があり、PTAとタイアップして食育への取り組みを行っている。荒町地区の取り組みは楽しく参考になった。

○荒町地区の取り組みはわかりやすかった。浦山12区では、農地・水・環境保全向上対策は地区毎に説明されたいが、町内会やPTAは制度理解が難しいと思う。いかに非農家を取り込み、理解を深めるかが課題となるのではないか。

中山地区の猿害対策は電気柵を設置したところ、効果が出て収穫が多くなったが、安くない投資だと思ふ。今後は是非、収穫物が増えた分、直売所で販売するなど新たなビジネスチャンスに繋げて欲しい。こういった取り組みは、収入に結びつけるきっかけになると思う。

○直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策の重複部分については、農地・水・環境保全向上対策が直接支払制度のバックアップとなるべきだと思っていたが、現地を見てその通りになっていたと感じた。畦畔管理やカメムシの発生防止に役立つヒメイワダレソウの植栽を行っているが、これから広がる良い取り組みであると思う。

○今年には中山間地域等直接支払制度の中間年評価を行う年であるが、本日見た事例の効果等を参考に、次のステップへとつながるようにして欲しい。

中山地区の取り組みは、費用対効果を考えるとどうかと思うが、なかったらどうなっているのか。直接支払制度は、もっと広がるかと思つたが、伸び悩んでいる。農地・水・環境保全向上対策が起爆剤となって広がればいいと考える。こういった取り組みがあるからこそ、美しい地域づくりができ、期待感や希望が持てるようになると思う。

放棄田を防止するためにも、この制度の意味を宣伝する機会があればよいと思う。

○農地・水・環境保全向上対策は農村全域が対象だと思つており、農振農用地が対象地域であるとは知らなかった。

直接支払制度もそうだが、農地・水・環境保全向上対策は地域を繋げる取組みであり、地域にとっては最高の施策だと思う。しかし書類づくり等が煩雑であるので、事務的にわかりやすい報告制度にするなどして欲しい。

県内でも直接支払制度で7億円、農地・水・環境保全向上対策で12億円の事業費がある。農林水産省は他省庁を巻き込んで効果的な事業の展開をしていただきたい。

○非農家を巻き込むのにどういった戦略を採るのが重要。非農家に理解してもらうために再発見することが必要であり、ワークショップも一つの手法ではないか。

○農地・水・環境保全向上対策は、県内で対象の800集落のうち、700集落が要望している。直接支払制度と重複している集落では、今まで直接支払制度で集落を引っ張ってきた世代ではなく、若い世代がやる気になっている。

また両事業に取り組む場合は、中山間地域等直接支払制度に取り組む協定での選択要件をはっきりとさせてから、農地・水・環境保全向上対策の中の追加要件を選んでいただきたい。

○従来の中山間地域等直接支払制度に加え、農地・水・環境保全向上対策がスタートしたことによって、地域での色々な可能性が増えたと思う。

会議録 20年度（第13回富山県中山間地域振興等対策委員会）

○開催日時：平成21年2月18日(水)10:00～12:00

○開催場所：検討会 県民会館701号室

1. 検討項目

- (1) 平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について
- (2) 平成20年度農地・水・環境保全向上対策の取組状況について

2. 検討結果

- (1) 平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について
 - ・制度の実施状況と最終年に向けた県の取り組みについて、了承された。併せて、制度の継続を国へ要望する意見が付された。
- (2) 平成20年度農地・水・環境保全向上対策の取組状況について
 - ・対策の実施状況と県の取り組みについて、了承された。

3 質疑応答・意見（要約）

- (1) 平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について
 - Q1 通知基準を達成できない場合、交付金は返還となるか。
A1 交付金は返還となる。
 - Q2 これだけ活動に遅れの見られる集落が少ないことから、国へ制度の継続を要望していただきたい。
A2 最終年評価の提出とともに制度の継続を国へ要望してまいりたい。
 - Q3 富山県の実施率は90%となっているが、全国ではどれだけの面積をカバーしているか。
A3 全国で80万haが対象となっており、67万haで実施されている。
 - Q4 制度における協定農用地の設定基準が緩和されたことにより、協定面積が増加したとあるが、この地区でどのくらいの面積が増加したのか。
A4 高岡市や砺波市であわせて2.5ha程度の増加となっている。
 - Q5 制度の中で耕作放棄地を復旧しているとあるが、これまでにどのくらいの面積を復旧しているのか。
A5 県内全体で2.4haが第二期対策期間中に復旧することが位置づけられており、H19までに1haが復旧している。
- (2) 平成20年度農地・水・環境保全向上対策の取組状況について
 - Q1 営農活動支援について、「点から面、個人から地域への取組の拡大を誘導し、環境にやさしい農業を推進している」とのことだが、点・個人の段階での支援がもっとできないか。
A1 環境に対する影響としては、ある一定以上の規模でまとまった方が効果が高いことから、農地・水対策ではまとまり要件を設けて、面・地域での取組を支援している。
エコファーマー制度は個人単位で認定を受けることができる制度となっており、支援を受けることができる。
農地・水対策は地域のつながり、まとまりが主な目的である。生産振興については別事業で併せて支援していきたい。
 - Q2 農地・水対策の活動に耕作放棄地対策をとり入れてはどうか。
A2 農地・水対策では景観形成等に力を入れていきたいと考えている。耕作放棄地対策については他事業でも対応していく予定である。
 - Q3 地域での共同作業は、近所付き合いが濃密となり、それまで知らなかった人とも知り合うことができ、楽しいものであると思う。行政側には、共同作業（共同活動）の良さ（楽しい部分）を啓発してってもらいたい。実践事例を紹介し、広めていってはどうか。

A 3 推進大会の際に活動地区の事例紹介を行ったり、また富山県中山間地域活性化指針においても具体的な取組事例を掲載する等してきており、今後も引き続き啓発に努めてまいりたい。

Q 4 学校、地域の力をもっと活かしていけばよいのではないか。

A 4 出前講座等を活用し、引き続き事業の普及に努めてまいりたい。

○開催日時：平成21年5月18日（月）13:00～15:00

○開催場所：県民会館 612号室

1. 審議事項

中山間地域等直接支払制度の最終評価(案)について

- (1)H20年度までの実施状況
- (2)直接支払制度の効果
- (3)制度の評価、改善提案

2. 審議内容

(1)H20年度までの実施状況、(2)直接支払制度の効果

- ・県の取組状況や効果について了承された。

(3)制度の評価、改善提案

- ・制度の評価について了承された。併せて、制度の継続や改善提案について意見が付された。

3. 質疑・意見

Q1 一期対策（H12～H16）で活動未達成による返還はあったのか。

A1 一期対策での活動未達成による返還はない。

Q2 体制整備活動（10割単価）について、全国的にはどのような割合となっているか。

A2 全国で約80万7千haの対象農用地において、66万5千ha、82.4%の割合で実施されている。体制整備活動は全国平均で約47%の割合で実施されている。

本県においては、対象農用地面積5,111haに占める協定農用地面積は4,617haで、割合は90%となっており、体制整備活動は332協定のうち、222協定で取組まれ、66.9%となっている。全国的にも高い取組みとなっている。（全国第7位：H19年度実績公表より）

Q3 H22以降の次期対策を迎えるにあたり、耕作放棄地の復旧など高いレベルの取組に対しては単価差を設けるなど、活動項目毎に単価を設定すべきではないか。

A3 活動項目に応じて、いくつかの単価設定することは、制度設計が複雑になることから、困難と思われる。

（その他意見）

- ・これまで、農政での農業の位置づけがアバウトであった。近年の農業を盛り上げる政策に期待している。
- ・要件緩和については、モラルハザードの観点からも、一定の基準は必要であり、ある程度は厳しく有るべきである。
- ・事業継続10年を迎え、高齢化が進行する中で、中山間に住みたいと思う人に希望がもてる施策や、長期に安心して農業が継続できるように推進していただきたい。
- ・米価低迷などの厳しい情勢の中で、直接支払制度により、これまで取り組めなかった事に交付金を使用できるようになり、農業生産の体制が構築されて来ており、集落自信が集落を守る責任が生まれてきている。ぜひ、来期も継続していただきたい。
- ・中山間地域は、国土の70%、農業生産の40%を占めており大変重要な地域である。米需用の低迷や地球温暖化に伴う適地適作、災害時の生産不可能な場合の補償などといった課題も想定され、このような課題に対しても考慮する必要がある。
- ・税金を投入しており、単に交付金のバラマキであってはならない。今後、より一層、中山間の活性化による国土保全が促進されるよう啓発・PR活動を実施していただきたい。
- ・本制度により、集落協定エリアは耕作放棄が抑制されているが、協定エリア外では、耕作放棄地の

発生を抑えきれしていない。今後、過疎化、高齢化、耕作放棄地の発生をどう食い止めるかが問題であり、地域拠点をつくるような仕組みを、例えば、旧村単位で行う、あるいは農商工連携といった企業を活用することも考えていく必要がある。

- 本制度は、平場と中山間地域の生産コストの格差を補う制度であるが、生産コストの格差という視点では限界に来ている。コストを意識したものから、人が住めるようなものにシフトする必要がある。
- 農林水産省のみならず、各省庁との連携した施策を検討していただきたい。
- 農業だけでなく、女性や高齢者、若者、子どもを含め、いろんな活動を取り入れ、楽しいものであれば、将来に対して前向き進められるのではないかと思われる。
- 環境に対する問題や、現状に対する課題だけでなく、将来に向けての課題と対応や導入しやすい制度のあり方について検討していく必要がある。

○開催日時：平成22年2月17日（水）14:00～16:00

○開催場所：富山県総合福祉会館（サンシップとやま）701号研修室

1. 審議事項

- (1) 中山間地域等直接支払制度の実施状況等について
- (2) 農地・水・環境保全向上対策の実施状況等について

2. 審議内容

- (1) 中山間地域等直接支払制度の実施状況等について
 - ・実施状況、制度の効果、第3期対策の取組方針について了承された。
- (2) 農地・水・環境保全向上対策の実施状況等について
 - ・実施状況、中間評価について了承された。併せて、以下の意見が付された。

3. 質疑・意見

- (1) 中山間地域等直接支払制度の実施状況等について
 - Q1 第2期対策期間中で、取組が未達成で遡及返還した集落協定はあったのか。また、耕作者等が亡くなったことに伴う担い手がいない場合や、分家住宅用地への転用に伴う遡及返還はあったのか。
A1 体制整備活動に要件は、1つあるいは2つ以上の活動を満たせば達成となることから、達成に不安のある場合は、別の要件の活動を追加して、達成している。
耕作者等が亡くなった場合は、集落ぐるみで農業生産活動を継続している。また、分家住宅への転用に伴う遡及返還はない。
 - Q2 地場産加工販売の取組は、直売所など新聞報道でも取り上げられ、活動が活発になっているが、参加人数など基準はあるのか。
A2 集落協定に位置づけ集落ぐるみで活動することになっており、参加人数の規定はない。
 - Q3 新規就農された方は、どの様な形で就農されたのか。
A3 家族の方が就農されたケースはあると思われる。
 - Q4 第3期対策からは、集落間連携により、隣接集落等に応援してもらい農業生産活動を継続する事が可能となるが、農業公社など団体に応援してもらい農業生産活動を継続する事は可能か。
A4 作業組合や農業公社、NPO法人など、集落外の団体に応援してもらい、継続することは可能と聞いている。
 - Q5 集落からは、直接支払制度による活動継続に意欲的な声が多いが、戸別所得補償制度と重複して交付されるのか。
A5 直接支払制度は、平場と中山間地域等の生産条件の不利を補正するために交付されるものであり、戸別所得補償制度と目的が異なることから、重複して交付されると聞いている。

(意見)

- ・地場産加工商品やエコ農業など、安全安心に加え、中山間地域の値打ちを高める活動を推進してほしい。
- ・第2期対策での実績から、行政指導により活動が推進され、評価できる。さらに第3期対策では、要件緩和により、限界集落が取組やすくなっていることから、大いに期待する。
- ・耕作放棄地に伴う不在地主等の対策についても併せて取組してほしい。
- ・第3期対策制度は、いかに脱落集落を防止し、取組を維持するかに力を入れた政策であり、第2期対策同様に耕作放棄地の防止対策となっているが、高齢化は進行している。制度上、平場と中山間地域等の生産条件の補正のためであり、中山間地域の定住条件等の根本的な部分は改善できない。地方自治体として、行政部署間の連携を図り、定住促進を図るなど高齢化の進行対策をお願いする。

(2) 農地・水・環境保全向上対策の実施状況等について

Q 1 本対策は活動対象が農地に限られ、市道や二級河川等は活動対象とならない。活動対象を限定せず、地区全体での活動ができるようになるといい。
これまで無償で行ってきた活動に交付金が充てられている場合もあるため、新たな活動に交付金が充てられるよう、行政から誘導してもらいたい。

また、県内での取組状況が西高東低であるとのことだが、その解消に向けての方策等はあるのか。

A 1 活動対象が拡大できないか、国へ提案していきたい。

市町村によって、取組状況に差があることについては、本対策が、始まる以前から市町村単独で、同様の補助を行ってきた等、個々の事情もあると思われるが、取組割合が高い市町村の方策を分析し、それを広めていくのも一つではないかと考えている。

(意見)

- ・ 昨年から地元の活動組織で会計を担当している。共同活動により、水路の状態が良くなった。
- ・ 個々の制度を活かすには、各制度の相乗効果が大切であると思う。
- ・ おいしいお米を作る富山県の農業に誇りを持ってほしい。
- ・ 本対策での営農活動支援により、環境保全型農業の取組が 1.6 倍に増加したとのことであり、今後も質の高い農業が続けられるような支援の継続をお願いする。
- ・ これまで「むら（集落）」の万雑や無償で行っていた部分に交付金が充てられている場合もあり、本対策の導入がかえって逆効果となることもありえる。
- ・ 本対策は、大部分が平場で実施されており、また、富山県は従来から比較的「むら（集落）」がしっかりしているので、本対策が本当に必要なのか、富山県らしい交付金の使い方を検討いただきたい。
- ・ どんな制度も長くなると、うやむやな部分が出てくる。また、税金が使用されていることから、交付金の使い方について十分指導してほしい。

○開催日時：平成22年6月23日（水）13:30～14:50

○開催場所：富山県民会館 613号室

1. 審議事項

- (1)農地・水・環境保全向上対策の中間評価について
- (2)中山間地域等直接支払制度（第3期対策）の特認基準について

2. 審議内容

農地・水・環境保全向上対策の中間評価及び中山間地域等直接支払制度（第3期対策）の特認基準について、了承された。併せて、以下の意見が付された。

3. 質疑・意見

- (1)農地・水・環境保全向上対策の中間評価について

Q1 アンケート結果の表現として対策前と対策後とあるが、アンケートは2回行っているのか？

A1 アンケートは1回である。回答者が対策前の状況を考えながら、対策後（現状）について回答している

Q2 開水路における施設の長寿命化活動割合のアンケートに「半分くらい」という表現があるが、何の半分か？

A2 水路延長の半分というところである。

Q3 共同活動取組率の低い入善町、滑川市は何が原因か？

A3 入善町は、本事業導入前に町単独で支援を行っており、本事業での取組率が上がっていないが、集落での共同活動は実施している。

滑川市は、地元の要望が少ないので取組率が上がっていない。なお、市街化地域割合が多いことや混住化なども一因と考えられる。

Q4 地元の地域活動に参加しているが、本事業については聞いたことがない。地元への説明などはどの様に行われているのか？

A4 県の出先機関（各農林振興センター）を通じて説明は行っている。今後、現状を把握し周知に努めたい。

Q5 市町村の取組率に関して差があるが、一般の人から見るとおかしな現象になっていると思われる。地域によって感じ方や今までの活動内容も異なると思われる。

A5 本事業の活動率は全国平均35%に対し、富山県は45%で全国平均を上回っている。ただし、地域間で取組率の差がみられるのは事実である。中山間地域等直接支払制度の開始時もそうであったが、本事業はまだ事業開始から3年が経過したところであり、地域の方々への周知にはある程度の時間が必要と考える。なお、実際に毎年取組率は増加している。

Q6 本事業は環境保全等の項目もあるが、環境省との協議はしないのか？また、学校教育との連携した取組など、文科省等の他省庁との協議が必要と考える。

A6 他省庁との連携も一つであるが、本事業はいろんな条件はあるものの、施設補修、環境保全などを地域ぐるみで行い地元の活性化を図れるなど、これほど整った事業は他省庁にないと思われる。地域の活性化や地域資源の保全等のため大いに活用していただきたい。

また、今年度は土地改良予算は半分になったことから、本事業で施設の長寿命化を図ってほしいと考える。

Q7 以前から懸念していることの一つにこれまで集落の万雑や無償で行っていた部分に交付金が充てられていることから、本事業導入がかえって逆効果となることはないか？交付金は新たな活動に充てることが望ましいため、是非、求心力を保持して交付金を有効にしていきたい。

A 7 まとまり要件や地域での取組を前提としており、条件が厳しいようである。要件のハードルを低くして取組率を上げるか、ハードルは低くせずそのまま進めるかは県として今後議論が必要と考える。

(意見)

- ・稲作については合理化されてきているが、あぜや水路、農道の維持管理にはお金がかかる。これについて中核農家は支援してくれないため、地域で守って行く必要があり、本事業は大いに歓迎する。更に推進いただきたい。

(2)中山間地域等直接支払制度(第3期対策)の特認基準について

Q 1 特認地域は9市町20地域となっているが、何集落が対象となっているか?

A 1 63集落が対象となっている。

Q 2 第2期対策で活動要件を達成していないところはあるか?

A 1 最終的に全ての集落協定で達成している。

(意見)

- ・市町村からの要望もなく、第2期対策の基準を引き続き継続することは妥当と思われる。
- ・中山間地域の保全をしっかりとやらないと平地や海などが保たれないことから、中山間地域等直接支払制度に期待している。
- ・都会から農村へ子供達をよび活動してもらい、農村を実感してもらっている。直接支払制度では1/2の交付金は共同活動に充てるよう指導されていると思われるが、集落の共同活動により、地域が活性化されるよう是非、中山間地域の良いところをもっと啓発してほしい。